

忘れていませんか？飼い犬の畜犬登録・狂犬病予防注射

○飼い犬の畜犬登録について

飼い犬の畜犬登録は、狂犬病予防法により飼い主に義務づけられているものです。私たちに住民票があるように、飼い犬にも畜犬登録が必要です。生後3カ月以上の飼い犬は、室内飼い・室外飼いを問わず畜犬登録をしてください。



登録は、役場生活安全係または各出張所で受け付けています。（「犬鑑札」を発行します（手数料：3,130円））

○狂犬病予防注射について

飼い犬への狂犬病予防注射についても、狂犬病予防法により飼い主に義務づけられています。令和3年度の集合注射は終了したため、動物病院で接種をしてください。

なお、以下の場合は役場生活安全係で手続きが必要です。

- ①ニセコアニマルクリニック（共和町）、あかねペットクリニック（倶知安町）、ニセコの森動物病院（ニセコ町）**以外**の動物病院で接種をした場合
→「狂犬病予防注射済証」をお持ちください。「狂犬病予防注射済票」を発行します（手数料：580円）。
- ②飼い犬が狂犬病予防注射を接種できない場合
→動物病院で発行された「猶予証明書」を提出してください。
- ③飼い犬が死亡した場合、飼い主が変更となった場合



狂犬病予防注射済票

狂犬病とは

狂犬病ウイルスによる感染症で、人の場合、感染した動物（主に犬）に噛まれることで感染します。長い潜伏期間の後に発症し、発症後の致死率がほぼ100%の恐ろしい感染症です。

近年、国内で犬に噛まれたことによる狂犬病の発生は確認されていませんが、国外では年間5万人以上が死亡しており、今後日本でまん延する可能性もあります。

狂犬病を防ぐため、飼い犬への予防注射と畜犬登録を必ず行ってください。

※畜犬登録や狂犬病予防注射の手続きを行わない場合、20万円以下の罰金を科せられることがあります。また、狂犬病予防注射を未接種の飼い犬は、災害時に避難所での受入れをできないことがあります。

生ごみ処理機器等の購入費を助成しています

町では、生ごみの減量化と堆肥化を目的に生ごみ処理機器等を購入される方に対し、その費用の一部を助成しています。水分が多い生ごみを減量することで、ごみ出しの負担やごみ袋の使用枚数を減らすことができます。

この機会にぜひ助成制度を活用してください。



電動式生ごみ処理機 使用時のようす

対象となる方 共和町に住民票がある方

助成金額

種類	助成金額	限度額
電動式生ごみ処理機	購入費の2分の1以内	1台につき 40,000円 、1世帯につき 1台 まで
コンポスト容器		1個につき 4,000円 、1世帯につき 2個 まで
有用微生物群使用容器		1個につき 1,500円 、1世帯につき 1個 まで

申請方法

商品を購入し、領収書（レシート可）、印鑑（通帳に使用している印鑑）および預金通帳（振込口座番号などが分かれば可）を役場生活安全係まで持参し、申請してください。

問合わせ先 役場 住民生活課 生活安全係 電話 73 - 2011（内線 134）